

奈良県告示第四百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。

平成二十三年十二月十六日

奈良県知事 荒井正吾

| 施術者の氏名 | 施術所の名称及び所在地              | 指定年月日       |
|--------|--------------------------|-------------|
| 高垣陽子   | 菜の花鍼灸治療院<br>香芝市西真美三―八―二一 | 平成二十三年十二月二日 |
| 殿村博昭   | 真生整骨院<br>大和郡山市南郡山町五二七―一  | 平成二十三年十二月一日 |